

※提出はFAX、メール、持参にてお願いします。

8月30日(金)締切

提出先：経済産業部商工業振興課

(FAX：0187-63-1119 E-mail：shoko@city.daisen.lg.jp)

計量器の事前調査票

計量法第19条の規定により、取引・証明に使用するはかりは、定期検査の受検が義務づけられています。

つきましては、以下の項目の太枠内にご回答いただき、はかりの使用状況の調査にご協力ください。

1. 貴事業所についてご記入ください。

事業所名		代表者名	
所在地	〒	担当者名 (電話番号)	()

2. 予定の検査方法に○印を記入してください。

A. 秋田県または秋田県計量協会	B. 代検査(民間の検査)
検査日や検査時間の指定はできません。また、検査手数料は当日現金払いです。	代検査依頼先【 】 実施(予定)年月日【 年 月 日 】

3. 使用しているはかりの詳細をご記入ください。

下の表の計量器の種類を○で囲み、能力、数についてご記入をお願いします。

計 量 器			
種 類	能 力	数	
1.ばね式 2.直線 3.台手動 4.不等比 5.等比 6.手動指示併用 7.棒 8.手動天びん 9.電気式 10.定量おもり 11.増おもり 12.分銅	kg		

計 量 器			
種 類	能 力	数	
1.ばね式 2.直線 3.台手動 4.不等比 5.等比 6.手動指示併用 7.棒 8.手動天びん 9.電気式 10.定量おもり 11.増おもり 12.分銅	kg		

計 量 器			
種 類	能 力	数	
1.ばね式 2.直線 3.台手動 4.不等比 5.等比 6.手動指示併用 7.棒 8.手動天びん 9.電気式 10.定量おもり 11.増おもり 12.分銅	kg		

計 量 器			
種 類	能 力	数	
1.ばね式 2.直線 3.台手動 4.不等比 5.等比 6.手動指示併用 7.棒 8.手動天びん 9.電気式 10.定量おもり 11.増おもり 12.分銅	kg		